

邑楽館林圏域河川整備計画(変更)検討業務 特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用範囲

この特記仕様書は「邑楽館林圏域河川整備計画等検討業務」(以下「本業務」という)に適用し、本特記仕様書に明記無き一般事項は「群馬県設計業務委託仕様書」(令和7年10月1日 群馬県県土整備部)によるものとする。

第2条 履行期間

履行期間は、契約締結の翌日から令和9年3月19日までとする。

第2章 業務内容

第3条 業務目的

邑楽館林圏域河川整備計画は平成16年2月に策定、平成30年10月に第一回変更を行い、順次河川整備を進めているところであるが、その後も令和元年東日本台風などにより浸水被害が発生している。

このため、より効果的・効率的な河川整備により浸水被害の軽減に向けた取り組みを進めることが課題となっている。

本業務は、近年の頻発化・激甚化する気象災害に対応するため気候変動の影響を考慮した上で、河道や排水機場等の各施設の能力を再評価するとともに、当該圏域の水理状況について解析を行い、今後の効率的な浸水被害の軽減方策を検討し、策定済みの「邑楽館林圏域河川整備計画」の変更案を作成する。

第4条 業務内容

1. 計画準備

本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を把握し、業務実施に当たっての技術的指針及び作業スケジュールを検討した上で、業務計画を立案・作成し、業務遂行に当たって必要な準備等を行う。

なお、当該圏域は、谷田川流域、休泊川流域、板倉川流域、矢場川流域、歳川流域で構成されているが、谷田川流域の新堀川導水路及び新堀川、逆川における治水に関する事項については、別途実施している検討業務の成果を用いて河川整備計画へ位置づけるものとし、本業務の対象外とする。

また、休泊川流域においては、令和7年 5 月に策定された「休泊川流域水害対策計画」と整合を図るものとする。

2. 資料の収集・整理及び基礎調査

業務に必要な資料・既往調査計画に関する報告書等の収集・整理を行う。

なお、「2-1. 治水に関する事項」については、既往の検討資料を群馬県河川課より提供するため、本業務では提供資料等の整理のみとする。

2-1. 治水に関する事項

(1) 既往の河道改修計画・経緯、整備状況

(2) 水理水文データ

① 雨量データ(雨量観測所)

② 河川水位データ(水位観測所)

③ 浸水実績データ(溢水・越水・内水氾濫範囲)

(3) 河道データ

① 既往の縦横断測量図(LP測量データ含む)

② 既往の工事関係図(橋梁・堰等の河川工作物なども含む)

③ 河道状況の調査(河道整備状況、河床状況)

(4) 流域データ

① 地盤高データ(LP測量データ、メッシュ地盤高、基盤地図情報)

② 土地利用図

③ 用排水路網図・排水施設

(5) 氾濫解析基礎資料

① 対象氾濫原の地形データ、現況流下能力算定結果、現況の堤防高及び背後地の地盤高

2-2. 利水に関する事項

流況の経年状況、水利用、既往文献、流水の正常な機能に関すること

2-3. 環境に関する事項

既往調査結果(河川水辺の国勢調査等)、既往文献等・既定計画検討資料、水質、河川利用、景観に関すること

3. 整備対象河川(区間)の設定及び整備メニューの検討

3-1. 整備対象河川(区間)の設定

整備対象河川(区間)の設定にあたっては、まず、圏域内の河川について河川次数、被害人口、被害金額等の指標により評価を行い、一次抽出を実施する。(概ね 10 河川程度)

次に、一次抽出された河川ごとに治水安全度を設定し、気候変動の影響を考慮し、降雨量を 1.1 倍することを基本に目標流量を算出する。そのうえで、算出した目標流量と現況流下能力を比較し、整備の必要性を判断することで、整備対象河川(区間)を設定する。

なお、目標流量の算出にあたっては、既往の流出解析・氾濫解析モデル(流出解析:合理式、準線形貯留型、貯留関数法、氾濫解析:不定流モデル)を用いるものとする。

各代表雨量観測所における気候変動の影響を考慮した降雨強度式は群馬県河川課より提供するため、本業務の検討対象外とする。

3-2. 整備メニュー検討

整備対象河川(区間)を設定後、新たな整備メニューの検討を行い、当該圏域における最適な整備メニューを設定する。

(1) 整備メニュー及び整備効果の検討

既定計画で位置付けられている河道改修、排水機場の増量等を基本に、流域治水の取り組みを含め、複数の改修計画案を比較検討し、新たな整備メニューを抽出する。

なお、検討にあたり計画高水位を定め、平面・縦横断図を作成すること。

(2) 整備手順の検討

整備効果、概算事業費、整備期間、投資効率等を踏まえ、今後の整備手順を検討する。

3-3. 概算工事費の算出

3-2(1)の検討結果に基づき決定された整備メニューについて、概算工事費を算出する。

3-4. 氾濫解析と費用便益比の算定

決定された外水対策の新たな整備メニューについて、「治水経済調査マニュアル(案) R6.4 国土交通省河川局」に基づき、既存資料から対象氾濫原範囲、対象河川の現況流下能力、背後地の地盤高や地形状況等の整理を行い、氾濫原の特徴分析や氾濫シミュレーションを実施する。

(1) 基本条件の設定

・検討対象範囲の設定、氾濫条件の設定、無害流量の設定、氾濫計算手法の決定

(2) 氾濫シミュレーションの実施

(3) 氾濫区域図の作成

(4) 資産額の算定

・氾濫区域内資産額を、最新の土地利用条件等のデータで算定を行う。なお、基準メッシ

ュや各種評価単価及びデフレータは、最新のデータにより算定するものとする。

(5) 便益算定

・算出した想定被害額より年平均被害軽減期待額を算出し、評価年を設定したうえで、治水施設残存価値を考慮した総便益を算定する。

(6) 費用算定・経済性評価

・3-3及び3-4(5)の総便益と総費用から費用便益比(B/C)を算定する。また、「治水経済調査マニュアル(案)」に基づき様式の作成を行う。

4. 河川整備計画(変更)案の作成

上記の資料及び検討結果に基づき、整備計画本文の変更(案)を作成する。なお、作業にあたっては、現行の整備計画の記載内容を参照するとともに、下記事項に関する内容について取りまとめを行う。

【河川整備計画(変更)の取りまとめ内容(予定)】

- ①圏域の概要
- ②河川の現況と課題
- ③河川整備計画の目標に関する事項
- ④河川整備の実施に関する事項
- ⑤河川情報の提供、地域や関係機関等との連携に関する事項

5. 関係機関協議等の資料及び懇談会資料の作成

国土交通省関東地方整備局等との協議資料及び懇談会資料を作成する。

なお、各協議は2回を予定しているが、回数に変更が生じた場合は変更の対象とする。

協議等	回数(予定)
関係機関協議	2回
河川整備計画懇談会	2回

第5条 報告書作成

納入する成果品は、電子媒体に記録したデータ2部および印刷した報告書1部とする。電子媒体での成果品提出については、「群馬県 CALS/EC 土木事業の電子納品ガイドライン【業務委託編】(令和6年10月)」に基づくものとする。

また、電子納品対象業務とし、「群馬県 CALS/EC ぐんま電子納品システム運用ガイドライン(令和6年10月)」に基づき、電子成果品を作成・納品すること。

第6条 打合せ協議

本業務における打合せは3回(着手時、中間時1回、成果品納入時)とし、その他必要に応

じて適宜打合せを行う。なお、着手時、完了時には管理技術者が立ち会うものとする。

第7条 参考図書

検討にあたっては、次の資料も参考とすること。

- ① 国土交通省河川砂防技術基準同解説調査編
- ② 国土交通省川砂防技術基準同解説計画編
- ③ 建設省河川砂防技術基準（案）同解説設計編〔Ⅰ〕
- ④ 中小河川計画の手引き（案）
- ⑤ 河道計画検討の手引き
- ⑥ 護岸の力学設計法
- ⑦ 治水経済調査マニュアル（案）、巻末参考資料
- ⑧ 群馬県河川整備計画検討資料 等

ただし、上記以外の図書、基準の適用を妨げるものではない。

第8条 貸与資料

本業務の実施に当たり、発注者は必要な資料を貸与する。ただし、貸与した資料は細心の注意を払い使用するものとし、破損・紛失等があった場合、受託者がこれを補修、弁償するものとする。

第9条 その他

受託者は、本業務の実施に当たり、本特記仕様書及び設計図書に疑義が生じた場合は監督員と協議するものとする。